

介護手当

Ⅲaとは・・・

『日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難が見られ、介護を必要とする症状が、日中を中心としてみられる。』（認知症高齢者の日常生活自立度の判断基準）

また、『障害者控除対象者認定基準』の《普通障害者（知的障害者の軽度・中度に準ずる者）》に該当する。

■下記要件①または②に該当する人を在宅で介護している本市に住所があり居住している人が対象です。

- ① 本市に住所があり居住している65歳以上で、介護保険要介護4以上の人
- ② 本市に住所があり居住している65歳以上で、介護保険要介護1～3の人で、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上の人

[正常・I・IIa・IIb・Ⅲa・Ⅲb・IV・M]

■支給金額

月 10,000円 ※在宅での介護が15日未満の月は支給されません。（申請月を除く）

※9月及び3月の介護状況報告書により支給

～介護手当の支給までの流れ～

